

山形県溶接協会が交付した「ガス溶接技能講習」修了証の取扱いについて

一般社団法人山形県溶接協会（以下、「溶接協会」といいます。）が実施した別紙に記載の「ガス溶接技能講習」については、講習の時間が労働安全衛生法に基づく告示（ガス溶接技能講習規程）で定めている時間数に不足していたことから、その講習で交付された技能講習修了証は無効となります。

このため、無効となる該当者の技能講習修了証については、溶接協会が回収し、補充の講習を受講していただいたうえで再交付することとしており、溶接協会では、現在、その案内をしております。

なお、補充の講習を受講し、技能講習修了証の再交付を受けるまでの間は、該当者をガス溶接業務に従事させたり、該当者がガス溶接業務に従事した場合には、労働安全衛生法第 61 条に定められた就業制限の違反となりますので、ご注意ください。

《 問合せ先 》

一般社団法人 山形県溶接協会

TEL：023-644-0857

【別添】：参考条文

別 紙

	講習実施年月日	修了証交付年月日	不足時間
1	H30. 4. 20	H30. 4. 25	実技講習 50 分
	H30. 4. 21		
2	H30. 6. 12	H30. 6. 15	学科講習 30 分 実技講習 30 分
	H30. 6. 13		
	H30. 6. 14		
3	H30. 9. 7	H30. 9. 11	実技講習 50 分
	H30. 9. 8		
4	H30. 11. 2	H30. 9. 6	実技講習 50 分
	H30. 11. 3		
5	H31. 2. 8	H31. 2. 15	実技講習 50 分
	H31. 2. 9		
6	H31. 4. 12	H31. 4. 15	実技講習 50 分
	H31. 4. 13		
7	R1. 6. 3	R1. 6. 10	学科講習 20 分 実技講習 70 分
	R1. 6. 4		
	R1. 6. 5		
8	R1. 9. 27	R1. 10. 3	実技講習 50 分
	R1. 9. 28		
9	R1. 11. 8	R1. 11. 12	実技講習 50 分
	R1. 11. 9		
10	R2. 2. 14	R2. 2. 18	実技講習 50 分
	R2. 2. 15		
11	R2. 5. 15	R2. 5. 20	実技講習 50 分
	R2. 5. 16		
12	R2. 7. 8	R2. 7. 10	学科講習 5 分 実技講習 70 分
	R2. 7. 9		
13	R2. 9. 25	R2. 9. 30	実技講習 50 分
	R2. 9. 26		
14	R2. 11. 13	R2. 11. 20	実技講習 50 分
	R2. 11. 14		
15	R3. 2. 12	R3. 2. 15	実技講習 50 分
	R3. 2. 13		